申告にあたっての注意事項

◆震災等により滅失又は損壊した家屋(被災家屋)の所有者が、代替家屋の取得に係る固定 資産税(都市計画税含む)減額の内容と適用要件は以下のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者(共有物の場合は、その持分を有する者を含む)
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) 個人の被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4)被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
- ※いずれの場合も被災時に借家住まいで被災後に家屋を取得された場合は、特例の対象 になりません。

2 被災家屋の要件

震災等により滅失し、又は損壊した家屋であること。

なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指し、 り災・被災証明の程度が半壊以上の程度のもの、もしくは同程度のものになります。

3 代替家屋の要件

被災家屋の所有者が、被災家屋の代わりとして取得した家屋(原則として被災家屋と 種類、用途が同一のもので、代替家屋であると町長が認めるものに限ります)

4 家屋の取得又は改築の期間

震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日まで(代替取得に係る被災家屋の処分もこの期間内になされていることが必要です。) また、改築については町長が認める最初の改築が対象になります。

5 特例の内容

代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分(改築の場合は、被災家屋の床面積から改築部分以外の床面積を控除した床面積相当分)について、取得・改築の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分の税額の2分の1を減額することになります。